

## 学童保育所の拡大等に伴う注意事項について

下記の学童保育所については委託期間中に支援単位の拡大等をする場合がある。拡大等をする際は、準備期間を確保した上で変更契約を締結する。このことに留意して、本プロポーザルに参加すること。

また、全ての学童保育所において、下記のとおり開所時間を延長する場合がある。

### 記

- 1 土曜日の開所時間を 17 時までから 19 時までに延長
- 2 学校休業日の開所時間を午前 8 時から午前 7 時 30 分に早める